

令和7年8月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

諮問期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問を行うことができません。

なお、諮問の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

民事調停官又は家事調停官を退官した弁護士が再び民事調停官又は家事調停官としての採用を希望してきたとしても一切採用しないことになっていることが分かる文書

2 苦情の申出がされた日

7月9日付け（同月10日受付）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）